

○農林水産省
経済産業省令第一号
国土交通省

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第三項第三号、第四項第十一号及び第十一項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）並びに第七条第一項の規定に基づき、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣 山本 有二

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成十七年^{農林水産省}経済産業省令第一号）の一
^{国土交通省}

部を次のように改正する。

第五条を第六条とする。

第四条第一項第二号を次のように改める。

二 流通業務総合効率化事業の実施区域

第四条第一項に次の一号を加える。

三 法第四条第三項各号に掲げる事項

第四条に次の一項を加える。

3 第一項の申請書は、次の各号に掲げる特定流通業務施設（令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該施設に係る主務大臣の権限が令第七条の規定により地方支分部局の長に委任されているものを除く。）の区分に応じ、当該各号に掲げる特定流通業務施設の所在地を管轄する地方支分部局の長又は都道府県知事を経由して主務大臣に提出しなければなら
ない。

一 卸売市場 地方農政局長

二 倉庫（倉庫業の用に供するものに限る。） 地方運輸局長

三 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設であつて、中小企業流通業務総合効率化事業の用に供するもの 都道府県知事

四 前三号に掲げるもの以外の流通業務施設 地方運輸局長

第四条を第五条とする。

第三条に次の一項を加える。

5 第一項の申請書は、前条第五項各号に掲げる流通業務総合効率化事業（令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該事業に係る主務大臣の権限が令第七条の規定により地方支分部局長等に委任されているものを除く。）の区分に応じ、当該各号に掲げる所管地方支分部局長等を経由して主務大臣に提出しなければならない。

第三条を第四条とする。

第二条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「中小企業共同流通業務総合効率化事業」を「中小企業流通業務総合効率化事業」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 流通業務総合効率化事業の実施区域

第二条第一項に次の一号を加える。

五 法第四条第三項各号に掲げる事項（流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設を整備する場合に限る。）

第二条第二項第四号中「断面図並びに」を「断面図、」に改め、「図面」の下に「並びに特定流通業務施設が有する設備の能力を説明する書類（流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設を整備する場合に限る。）」を加え、同条第四項中「第四条第二項各号」を「第五条第二項各号」

に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の申請書は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業（令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該事業に係る主務大臣の権限が令第七条の規定により地方支分部局の長に委任されているものを除く。）の区分に応じ、当該各号に掲げる当該事業の主たる実施区域を管轄する地方支分部局の長又は都道府県知事（次条第五項において「所管地方支分部局長等」という。）を経由して主務大臣に提出しなければならない。

一 港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業
地方整備局長又は北海道開発局長

二 貨物流通事業者が実施する流通業務総合効率化事業（前号に掲げるものを除く。）
局長
地方運輸

三 食品生産業者等が実施する流通業務総合効率化事業（前二号に掲げるものを除く。）
政局長
地方農

四 中小企業流通業務総合効率化事業（前三号に掲げるものを除く。）
都道府県知事

五 前各号に掲げるもの以外の流通業務総合効率化事業
経済産業局長

第二条を第三条とする。

第一条第一項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）」第四条

第三項第三号」を「法第四条第四項第十一号」に改め、同項第一号イ中「と同法第十一条各号に掲げる施設を連結させるための施設及び」を「（まだ供用の開始がないものを除く。以下「高速自動車国道」という。）又は」に、「と同条各号に掲げる施設」を「（高速自動車国道に接続しているものに限る、まだ供用の開始がないものを除く。）」と同法第三条第二号に規定する一般国道、同条第三号に規定する都道府県道又は同条第四号に規定する市町村道（いずれも同法第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。）」に改め、同項第四号イ及びロを次のように改める。

イ 営業所等

ロ 到着時刻表示装置（特定流通業務施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該特定流通業務施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であつて、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）

第一条第一項第四号ニを次のように改める。

ニ 大型車対応荷さばき・転回場（特定流通業務施設に設けられた貨物の搬出入場所であつて、その前面に奥行き十五メートル以上の空地を有するものをいう。以下同じ。）

第一条第二項中「第四条第三項第三号」を「第四条第四項第十一号」に改め、同項第二号を次のよ

うに改める。

二 特定流通業務施設の主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）である柱及びはりが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

第一条第二項第三号中「流通業務施設」を「特定流通業務施設」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を削り、同項第六号中「以外のもの」を「以外の令第二条第二号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、ランプウェイ構造を有する場合にあつては、ロに該当することを要しない。

第一条第二項第六号イ中「流通業務施設」を「特定流通業務施設」に改め、同号ロ中「前号ロ」の下に「、ニ及びホ」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 当該特定流通業務施設の階数が二以上のものにあつては、最大積載荷重が二トン以上のエレベーターを有するものであること。

第一条第二項第六号を同項第八号とし、同項第五号ロを次のように改める。

ロ 高規格バース（特定流通業務施設の一の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き五メートル以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）をいう。次項第二号ホにおいて同じ。）を有

するものであること。

第一条第二項第五号に次のように加える。

ハ 強制送風式冷蔵装置（冷却された空気を供給することで氷点下の室温を保持する冷却能力を有する装置のうち室温の調整を自動で行うものであって、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。）を有するものであること。

ニ 次のいずれかを有するものであること。

(1) 営業所等

(2) 到着時刻表示装置

ホ 地震による貨物の荷崩れのおそれがあると認められるものにあつては、これを相当程度防止するために、次のいずれかを有するものであること。

(1) 保管場所免震装置（貨物又は保管棚と床との間に設置するものであって、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る。）

(2) 保管棚制震装置（保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであって、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。）

(3) 保管棚固定装置（保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。）

(4) 貨物落下防止装置（保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。）

- (5) パレット連結装置（貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。）
- (6) 貨物・パレット一体包装装置（貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。）

第一条第二項第五号を同項第七号とし、同項第四号に次のただし書を加える。

ただし、へ(3)に規定する特定搬出用自動運搬装置を有する場合にあつては、ハに該当することを要しない。

第一条第二項第四号イ中「五千立方メートル」を「六千立方メートル」に改め、同号ロ中「自動検査機構を有するものに限る。以下同じ。」及び搬出用自動運搬装置（自動検査機構を有するものに限る）を「貨物の搬入口から貯蔵槽倉庫内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置のうち自動検査装置を有するものであつて、主務大臣の定める基準に適合するものをいう」に改め、同号に次のように加える。

ハ 搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から貨物の搬出口に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置であつて、自動検査装置を有するものをいう。以下同じ。）を有するものであること。

ニ くん蒸ガス循環装置（貯蔵槽倉庫内の臭化メチルを循環させ、その濃度を均一化するための装置であつて、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。）を有するものであること。

ホ くん蒸ガス保有力（貯蔵槽倉庫の容積一立方メートルにつき臭化メチルを十グラム使用した

場合の四十八時間後における当該臭化メチルの残存率をいう。)が主務大臣の定める基準以上であること。

へ 次のいずれかを有するものであること。

(1) 営業所等

(2) 到着時刻表示装置

(3) 特定搬出用自動運搬装置(貯蔵槽倉庫から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置を有するものであって、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。)

第一条第二項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 貨物保管場所管理システム(電子情報処理組織に基づき倉庫内における貨物の保管場所を特定するシステムをいう。)を有するものであること。

五 大型車対応荷さばき・転回場を有するものであること。

第一条第三項中「第四条第三項第三号」を「第四条第四項第十一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次のいずれかを有するものであること。

イ 営業所等

ロ 到着時刻表示装置

ハ 大型車対応荷さばき・転回場

ニ 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置

ホ 高規格バス

第一条第四項中「第四条第三項第三号」を「第四条第四項第十一号」に改め、同項第一号中「第六号イ」を「第八号イ」に改め、同項第二号中「他の事業者との連携又は事業の共同化により」を削り、「第二項第六号イ」を「第二項第八号イ」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備に関して総合効率化計画に記載すべき事項）

第一条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定流通業務施設の整備を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定流通業務施設の整備の実施時期

三 特定流通業務施設が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定す

る貨物自動車運送事業の用に供する営業所及び自動車車庫（以下「営業所等」という。）を有する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 営業所等を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 営業所の名称及び位置

ハ 営業所に配置する事業用自動車の数

ニ 自動車車庫の位置及び収容能力

ホ 営業所等において行う業務の内容

別表第一（第二条関係）中「別表第一（第二条関係）」を「別表第一（第三条関係）」に改め、同表法第八条第一項の項を削り、同表法第九条第一項の項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同表法第九条第四項前段の項中「第九条第四項前段」を「第八条第四項前段」に改め、同表法第十条第一項の項中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同表法第十条第四項前段の項中「第十条第四項前段」を「第九条第四項前段」に改め、同表法第十一条第一項の項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に、「第二項第二号」を「第二項各号」に改め、「（第四号を除く。）」を削り、同表法第十二条第一項の項中「第十二条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項の前に次のように加える。

法第十一条第

貨物自動車運送事業法第三

貨物自動車運送事業法施行

貨物自動車運送事業法施行

<p>一 項</p>	<p>十六條第一項前段の規定による届出に係る部分</p>			<p>規則第三十三條第一項各号に掲げる事項</p>			<p>規則第三十三條第二項に規定する書類</p>		
<p>法第十二條第一 項</p>	<p>海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三條第一項の許可に係る部分</p>			<p>海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第二條第一項各号に掲げる事項</p>			<p>海上運送法施行規則第二條第二項各号に掲げる書類</p>		
<p>法第十三條第一 項</p>	<p>海上運送法第十一條第一項の認可に係る部分</p>			<p>海上運送法施行規則第八條各号に掲げる事項</p>					
<p>法第十三條第一 項</p>	<p>鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三條第一項</p>			<p>鉄道事業法第四條第一項各号に掲げる事項</p>			<p>鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）</p>		

<p>法第十四条第一項</p>	<p>軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の特許に係る部分</p>		<p>軌道法施行規則（大正十二年内務省令）第一条第一項各号に掲げる書類及び図面並びに同条第二項に規定する事由書</p>
<p>法第十三条第三項前段</p>	<p>鉄道事業法第十八条の規定による届出に係る部分</p>	<p>項 六条第一項各号に掲げる事項</p>	<p>類 六条第二項各号に掲げる書類</p>
	<p>一項の許可に係る部分 鉄道事業法第七条第一項の認可に係る部分</p>	<p>鉄道事業法施行規則第七条第一項各号に掲げる事項 鉄道事業法施行規則第八条第二項各号に掲げる事項</p>	<p>第二条第二項各号に掲げる書類及び図面 鉄道事業法施行規則第七条第二項に規定する書類及び図面</p>

<p>法第十五条第一項</p>	<p>自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第三条の許可に係る部分</p>	<p>自動車ターミナル法第四条第一項各号に掲げる事項</p>	<p>自動車ターミナル法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十七号）第一条第一項各号に掲げる書類</p>
<p>法第十六条第一項</p>	<p>倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第三条の登録に係る部分</p>	<p>倉庫業法施行規則第二条第一項各号に掲げる事項</p>	<p>倉庫業法施行規則第二条第二項各号に掲げる書類</p>

倉庫業法第七条第一項の変更登録に係る部分	倉庫業法施行規則第四条第一項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第四条第二項各号に掲げる書類
倉庫業法第七条第三項の規定による届出に係る部分	倉庫業法施行規則第四条の二第二項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第四条の二第三項各号に掲げる書類

別表第二（第三条関係）中「別表第二（第三条関係）」を「別表第二（第四条関係）」に改め、同表法第八条第二項の項を削り、同表法第九条第二項の項中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改め、同表法第九条第四項後段の項中「第九条第四項後段」を「第八条第四項後段」に改め、同表法第十条第二項の項中「第十条第二項」を「第九条第二項」に改め、同表法第十条第四項後段の項中「第十条第四項後段」を「第九条第四項後段」に改め、同表法第十一条第二項の項中「第十一条第二項」を「第十条第二項」に改め、同表法第十二条第二項において準用する同条第一項の項中「第十二条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同項の前に次のように加える。

法第十一条第二項	貨物自動車運送事業法第三十六条第一項後段の規定による届出に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則第三十三条第三項各号に掲げる事項	貨物自動車運送事業法施行規則第三十三条第四項に規定する書類
	貨物自動車運送事業法第三十六条第三項の規定による	貨物自動車運送事業法施行規則第三十四条第一項各号	

法第十二条第二項	届出に係る部分	届出に係る部分	届出に係る部分
	貨物自動車運送事業法第三十六條第四項の規定による届出に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則第三十四條第二項各号に掲げる事項	
	海上運送法第十一条第一項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第八條各号に掲げる事項	
	海上運送法第十一条第三項の規定による届出に係る部分	海上運送法施行規則第八條の二第二項各号に掲げる事項	
	海上運送法第十五條第一項又は第二項の規定による届出に係る部分	海上運送法施行規則第十五條各号に掲げる事項	
	海上運送法第十八條第一項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第十六條第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第十六條第二項各号に掲げる書類
	海上運送法第十八條第二項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第十七條第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第十七條第二項各号に掲げる書類

	<p>項又は第二十八条の二第六項の規定による届出に係る部分</p>	<p>二条第一項各号に掲げる事項</p>	<p>二条第二項各号に掲げる書類</p>
<p>法第十三条第三項後段</p>	<p>鉄道事業法第十八条の規定による届出に係る部分</p>	<p>六条第一項各号に掲げる事項</p>	<p>六条第二項各号に掲げる事項</p>
<p>法第十四条第二項</p>	<p>軌道法第十六条第一項の許可（軌道の譲渡に係る部分に限る。）に係る部分</p>		<p>軌道法施行規則第二十五条第一項各号に掲げる書類</p>
	<p>軌道法第二十二条の認可に係る部分</p>	<p>軌道法施行規則第二十六条に規定する事項</p>	<p>軌道法施行規則第二十六条各号に掲げる書類</p>
	<p>軌道法第二十二条ノ二の許可に係る部分</p>	<p>軌道法施行規則第二十八条第一項及び第二項に規定する事項</p>	<p>軌道法施行規則第二十八条第二項に規定する書類</p>
	<p>軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第二十</p>	<p>軌道法施行規則第二十七条第一項各号に掲げる事項</p>	<p>軌道法施行規則第二十七条第二項に規定する書類</p>

	<p>自動車ターミナル法第十二 条第五項の規定による届出 に係る部分</p> <p>自動車ターミナル法第十三 条の規定による届出に係る 部分</p>	<p>る事項</p> <p>自動車ターミナル法施行規 則第八条各号に掲げる事項</p> <p>自動車ターミナル法施行規 則第九条各号に掲げる書類</p>	<p>る書類</p>
<p>法第十六条第 二項</p>	<p>倉庫業法第七条第一項の変 更登録に係る部分</p> <p>倉庫業法第七条第三項の規 定による届出に係る部分</p> <p>倉庫業法第十七条第三項の 規定による届出に係る部分</p> <p>倉庫業法第十八条第一項の 認可に係る部分</p>	<p>倉庫業法施行規則第四条第 一項各号に掲げる事項</p> <p>倉庫業法施行規則第四条の 二第二項各号に掲げる事項</p> <p>倉庫業法施行規則第十三条 第一項各号又は第十四条第 一項各号に掲げる事項</p> <p>倉庫業法施行規則第十五条 第一項各号に掲げる事項</p>	<p>倉庫業法施行規則第四条第 二項各号に掲げる書類</p> <p>倉庫業法施行規則第四条の 二第三項各号に掲げる書類</p> <p>倉庫業法施行規則第十三条 第二項各号又は第十四条第 二項各号に掲げる書類</p> <p>倉庫業法施行規則第十五条 第二項各号に掲げる書類</p>

倉庫業法第十九条第一項の規定による届出に係る部分	倉庫業法第十九条第一項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第十七条
倉庫業法第二十条第一項の規定による届出に係る部分	倉庫業法施行規則第十九条第一項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第十七条第二項に規定する書類

附 則

この省令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。